## 津市災害時協力井戸登録制度について

## 1 制度目的

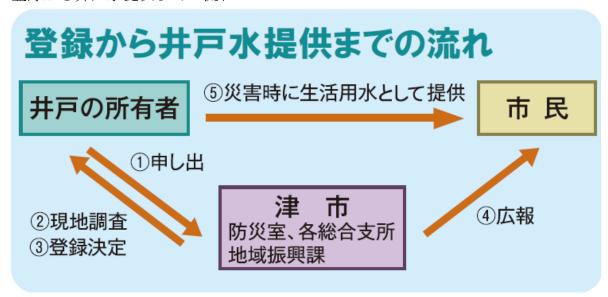
災害時に供給が困難となるおそれがある生活用水(トイレ、洗濯等の日常生活に使用する水)を確保するための井戸を「災害時協力井戸」として公募し、本市に登録を行い、災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とします。

- 2 公募方法等
  - (1) 公募開始日:平成25年11月18日(月)から
  - (2) 公募方法
    - ア 広報津への掲載
    - イ 行政情報番組での文字放送
    - ウ 津市ホームページでの案内
    - エ マスコミへの情報提供と公募協力依頼
    - オ 自治会・自主防災組織や企業への公募協力依頼
- 3 登録要件
  - (1) 津市内に所在する井戸であること。
  - (2) 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
  - (3) 災害時に無償で井戸の使用及び井戸水の提供ができること
  - (4) 井戸水をくみ上げるためのポンプ、つるべ等が設置されていること
  - (5) 井戸枠等があり、安全に使用できること
  - (6) 井戸の所在地等を公表することについて同意が得られること
  - (7) 必要に応じ、本市が井戸水の水質検査を行うことについて同意が得られること
- 4 登録後の周知方法について
  - (1) 津市ホームページ
  - (2) 広報津への定期的な掲載
  - (3) マスコミへの情報提供
  - (4) 自治会、自主防災組織への情報提供
- 5 登録後の運用について
  - (1) 標識を井戸周辺の見やすい箇所(屋内に井戸がある場合については建物の外側)に掲示し、周知を図る。
  - (2) 災害発生後、井戸水の提供依頼があった場合には登録者の判断で井戸水を生活用水として供給するものとする。
- 6 登録の解除について

以下の場合は災害時協力井戸解除通知書により登録者へ通知する。また、

- 登録者は速やかに標識を返還するものとする。
- (1) 登録者が解除の申し出をした時
- (2) 上記の登録要件を満たさなくなった時
- (3) その他市長が災害時協力井戸として適当でないと認めた時

7 登録から井戸水提供までの流れ



## 8 標識について



## 標識の仕様

縦 200mm 横 100mm

材質 プラステック板

 地色
 白色

 文字色
 青色